

(3) 成年後見制度の利用促進【成年後見制度利用促進計画】 (案)

成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、平成 28 年（2016 年）5 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「促進法」という。）が施行されました。

国は平成 29 年（2017 年）3 月に成年後見制度利用促進基本計画（以下「国の基本計画」という。）を策定し、促進法第 14 条第 1 項に基づき市町村は、国の基本計画を勘案して成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努力するものとしています。

これらを踏まえ、本項目を本市における「成年後見制度利用促進基本計画」と位置付け、「あきる野市地域保健福祉計画」と一体的に策定します。

本市では、平成 25 年度から社会福祉協議会に福祉サービス総合支援事業及び成年後見活用あんしん生活創造事業を委託し、成年後見制度推進機関を設置し成年後見制度の利用促進を図ってきました。令和 3 年度からは「中核機関」と位置付け、さらに権利擁護の推進を図っています。

高齢化の進行に伴い、認知症により判断能力が十分でない高齢者等が今後さらに増加することが推察されます。このため、日常的な金銭管理や必要な福祉サービスを受けるために適切な契約を結ぶなどの権利擁護に対するニーズは増加しています。

権利擁護支援を必要としている人の世帯の中には様々な課題が生じていることもあり、個人の権利擁護支援とともにその状況に応じて世帯内の複合的な地域生活課題に適切な支援が必要となる場合があります。このため、地域や福祉、行政、及び法律など多様な分野・主体が連携するしくみとして地域連携ネットワークづくりに取り組む必要があります。

アンケートの結果において、成年後見制度の認知度については、「聞いたことがある」が 58.8%となっていますが、相談窓口の認知度については 23.7%となっており、制度の普及啓発及び相談窓口の周知が必要です。

これらのことから、以下の施策に取り組むことで権利擁護の推進を図ります。

市民のみんなが
できること

今後の人生設計について考え、家族や友人と話をしてみましょう。

財産管理や終活等に関する講座や勉強会に参加するなど、理解を深めましょう。

心配なことがあるときは、まずは相談してみましょう。

市が取り組むこと

①権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

ア 相談支援機能の強化

- ・中核機関において、権利擁護を必要としている人の相談支援を実施し、相談窓口の周知を図ります。
- ・地域で相談や支援を円滑につなぐことができるよう、中核機関と各相談支援機関との連携強化に取り組めます。
- ・権利擁護支援の理解の促進を図るため、法定後見制度、任意後見制度、その他の権利擁護支援に関する講座等を開催します。

イ 権利擁護支援チームの支援

- ・権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族等や地域、保健・福祉・医療の関係者などが協力して日常的に本人を見守り、連携して権利擁護支援の方針を検討し、本人を支える権利擁護支援チームを形成することができるよう支援します。
- ・チーム支援を開始した後も、必要に応じて関係者や専門職との情報共有と役割分担を行い、後見活動が円滑に行われるようチーム会議を開催するなど、チームが課題解決に向けた対応を適切に行うことができるよう、不正防止を含め、必要な支援を行います。

ウ 中核機関のコーディネート機能の強化

- ・地域・福祉・行政・法律など異なる立場を有する地域連携ネットワークの関係者がそれぞれの役割を理解し合い、機能を強化するための認識やその方向性を共有することができるよう関係者向けの研修や意見交換の機会を設けます。
- ・市長申立てを含め権利擁護に関する支援が必要なケースについて、専門職との連携により、後見人等候補者の検討・マッチング・推薦のしくみを構築すると共に、本人の権利擁護及び支援方針等について検討を行います。

・あきる野市成年後見制度利用促進協議会において、成年後見制度の利用促進に関する意見交換、情報共有等を行うことにより、地域連携ネットワークの強化を図ります。

②担い手の確保・育成等の推進

ア 法人後見の実施

・社会福祉協議会において、法人後見業務を開始することにより後見業務等に関する経験値を高め、地域における後見活動の更なる推進を図るとともに、社会福祉協議会以外の法人後見の担い手の育成について、調査研究を進めます。

イ 市民後見人の養成

・社会福祉協議会において法人後見業務を開始し、後見支援員等の担い手の育成を進めるとともに、市民後見人養成後のフォローアップ体制を構築します。
・市民後見人の養成について、近隣自治体の状況を把握するとともに実施の方法について検討を進めます。

ウ 後見人等の支援

・制度の利用者や後見人等からの相談を受け付け、状況により市や家庭裁判所と連絡調整するなど、包括的に後見人等を支援し関係者との連携を強化します。
・意思決定支援や、後見人等の役割についての理解を促進するための取組を実施します。

③市長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進

・身寄りのない人等への支援や虐待事案等においては、市長申立てを適切に実施し本人の権利擁護に努めます。
・成年後見制度利用支援事業について、市ホームページ等で周知すると共に、専門職に対し申請方法等について情報提供を行います。また、国の動向や近隣自治体の状況の把握に努め、適切に実施するために必要な見直しを含め、検討していきます。

■ 成年後見制度とは

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がい等で判断能力が不十分な方のために、法律的に権限を与えられた援助者（成年後見人等）が、本人に代わって財産管理や契約手続き等を行うことにより、法律面や生活面で支援をする制度です。

成年後見制度には、①法定後見制度と②任意後見制度 の2種類があります。

① 法定後見制度

判断能力が不十分なために自分自身で財産管理や法律行為を行うことが難しい場合、家庭裁判所が適任と思われる援助者を選任し、本人を支援する制度です。

本人の判断能力に応じて、「補助」「保佐」「後見」の3種類があります。

	補助	保佐	後見
対象となる方	判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方
成年後見人等ができる行為	一部の契約・手続等の同意・取消や代理	財産上の重要な契約等の同意・取消や代理	すべての契約等の代理・取消

② 任意後見制度

判断能力が低下した時に備えて、将来「支援してほしい人、支援してほしい内容」をあらかじめ契約書で決めておきます。本人の判断能力が低下した時に、家庭裁判所に申立てを行い、契約書に基づき支援を受けることができる制度です。

■ 地域連携ネットワークとは

各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳ある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ。「権利擁護の相談支援」、「権利擁護支援チームの形成支援」、「権利擁護支援チームの自立支援」の3つの機能があります。

■ 中核機関とは

地域連携ネットワークのコーディネートを担う中心的な機関。